

## 市貝町宅地造成支援補助金交付要綱

令和5年6月12日

告示第73号

### (目的)

第1条 この要綱は、市貝町における定住人口の増加を図り、良好な宅地の供給を促進することを目的として、民間事業者が実施する分譲用宅地の開発行為に対し、予算の範囲内において市貝町宅地造成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、市貝町補助金等交付規則（昭和51年規則第12号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定するものをいう。
- (2) 分譲用宅地 市貝町内（以下「町内」という。）に新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地をいう。
- (3) 事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内において、第三者に販売提供する目的で宅地造成する事業者であること。
- (2) 個人にあつては居住している市区町村の市区町村税、法人にあつては法人事業税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 開発区域全体の面積が1000平方メートル以上であること。

- (2) 1区画当たりの面積が200平方メートル以上であること。
- (3) 分譲用宅地が開発後において宅地以外の用途にならないこと。
- (4) 各区画が接する道路の有効幅員が4メートル以上であり、かつ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条に規定する接道要件を満たしていること。
- (5) 造成する土地が農地のときは、農地転用許可を受けた土地であること。
- (6) 分譲用宅地に上下水道を整備すること、ただし、下水道については、市貝町公共下水道事業及び赤羽西南地区農業集落排水事業の供用区域又は接続可能な区域内に限る。
- (7) 分譲用宅地の開発行為は、栃木県から都市計画法第29条に規定する開発許可を受けたもの、又は市貝町土地利用に関する事前指導要綱（昭和59年訓令第2号）第5条に規定する協定を締結したものであること。

（補助金の額）

第5条 開発に要した次の経費を補助の対象とする。

- (1) 分譲用宅地の造成に係る工事費
- (2) 道路や雨水排水施設等公共施設の整備に係る工事費
- (3) 上下水道の整備に係る工事費
- (4) その他町長が必要と認める費用

2 分譲用宅地1区画当たりの補助金額は、100万円とする。ただし、1事業当たり4,000万円を上限とする。

3 第1項に規定した経費が、前項に規定した額より少ない場合は、その額とする。

（事業の認定）

第6条 補助事業者は、事前に町と協議した上で、当該宅地造成に着手する前に、市貝町宅地造成支援事業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 計画平面図
- (5) 縦横断面図
- (6) 前条第1項に規定した経費が分かる書類（見積書、積算書等の写し）
- (7) 都市計画法第29条に規定する許可申請が該当する事業にあつては、許可を受けた開発許可申請書の写し

- (8) 宅地建物取引業の免許証の写し
- (9) 個人にあつては、居住している市区町村の住民票及び市区町村税の納税証明書
- (10) 法人にあつては、法人の登記事項証明書及び法人事業税の納税証明書
- (11) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、事業を認定又は却下したときは、市貝町宅地造成支援事業認定（却下）通知書（様式第2号）により補助事業者へ通知するものとする。

（事業の認定の変更又は廃止）

第7条 前条第2項の規定による事業の認定を受けた補助事業者が、事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、市貝町宅地造成支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、変更又は廃止の必要があると認めたときは、市貝町宅地造成支援事業変更（廃止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業が完了し分譲が可能となったときから30日以内に市貝町宅地造成支援補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長へ提出しなければならない。

- (1) 竣工図
- (2) 工事写真及び完成写真
- (3) 第5条第1項に規定した経費が分かる書類（契約書、領収書等の写し）
- (4) 都市計画法第29条に規定する許可申請が該当する事業にあつては、検査済証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、市貝町宅地造成支援補助金交付決定通知書（様式第6号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付の決定を受けたときは、町長へ市貝町宅地造成支援補助金交付請求書（様式第7号）を提出し、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき又は町長の処分に従わなかったとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象者又は第4条に規定する補助対象事業の要件のいずれかを満たしていなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取消した場合において、その取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

制定文 抄

令和5年7月1日から適用する。

改正文（令和7年3月26日告示）抄

令和7年4月1日から適用する。

改正文（令和8年3月18日告示）抄

令和8年4月1日から適用する。

改正文（令和8年4月24日告示）抄

令和8年5月1日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

市貝町長 様

申請者 住所  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者名

市貝町宅地造成支援事業認定申請書

市貝町宅地造成支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 宅地造成の場所 市貝町大字\_\_\_\_\_
- 2 分譲用宅地区画数 \_\_\_\_\_区画(総面積\_\_\_\_\_㎡)
- 3 工事予定期間 着手日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
完了日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 4 添付書類
  - (1) 位置図
  - (2) 現況写真
  - (3) 土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - (4) 計画平面図
  - (5) 縦横断図
  - (6) 宅地建物取引業の免許証の写し
  - (7) 個人の場合は、居住している市区町村の住民票及び市区町村税の納税証明書
  - (8) 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び法人事業税の納税証明書
  - (9) その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

市企第 号  
年 月 日

様

市貝町長

市貝町宅地造成支援事業認定（却下）通知書

年 月 日付けで事業認定申請のあった市貝町宅地造成支援事業について、認定（却下）したので、市貝町宅地造成支援補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 宅地造成の場所 市貝町大字\_\_\_\_\_
- 2 分譲用宅地区画数 \_\_\_\_\_区画（総面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>）
- 3 却下理由（却下の場合のみ）



様式第4号(第7条関係)

市企第 号  
年 月 日

様

市貝町長

市貝町宅地造成支援事業変更（廃止）承認通知書

年 月 日付けで事業の変更（廃止）承認申請のあった市貝町宅地造成支援事業について、承認したので、市貝町宅地造成支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

市貝町長 様

申請者 住所  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者名

市貝町宅地造成支援補助金交付申請書

年 月 日付け市企第 号で事業認定のあった市貝町宅地造成支援事業について、市貝町宅地造成支援補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 宅地造成の場所 市貝町大字 \_\_\_\_\_
- 2 分譲用宅地区画数 \_\_\_\_\_ 区画…① (総面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>)
- 3 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円  
(①×2,000,000円 限度額40,000,000円)
- 4 工事に要した経費 \_\_\_\_\_ 円
- 5 工事期間 着手日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
完了日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日
- 6 添付書類
  - (1) 竣工図
  - (2) 工事写真及び完成写真
  - (3) 宅地造成工事に要した経費が分かる書類 (契約書、領収書等の写し)
  - (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

市貝町指令企第 号

住所  
氏名又は名称及び代表者氏名

年 月 日付けで交付申請のあった市貝町宅地造成支援補助金については、市貝町補助金等交付規則及び市貝町宅地造成支援補助金交付要綱に基づく補助条件、指示及び処分を遵守することとして、次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

市貝町長 印

記

補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けで申請のあった市貝町宅地造成支援補助金交付申請書のとおりとする。

様式第7号(第10条関係)

市貝町宅地造成支援補助金交付請求書

金 円

年 月 日付け市企第 号で交付決定の通知があった市貝町宅地造成支援補助金を上記のとおり交付されるよう市貝町宅地造成支援補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

年 月 日

市貝町長 様

請求者 住所  
事業者名  
代表者名

印

補助金は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ( )		
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			